

■ PCTの最近の進展と 気を付けるべき落とし穴

Ms. Mineko Mohri
Legal Officer
PCT Legal and User Support Section
PCT Legal and User Relations Division

2022年4月14日

最近の進展

はじめに：PCT手続きの流れ

- 受理官庁の選択

- 選択肢と落とし穴

- 紙出願から電子出願への変化

- 関連する規則改正の紹介

- ePCTの紹介

- 2022年7月1日施行の規則改正

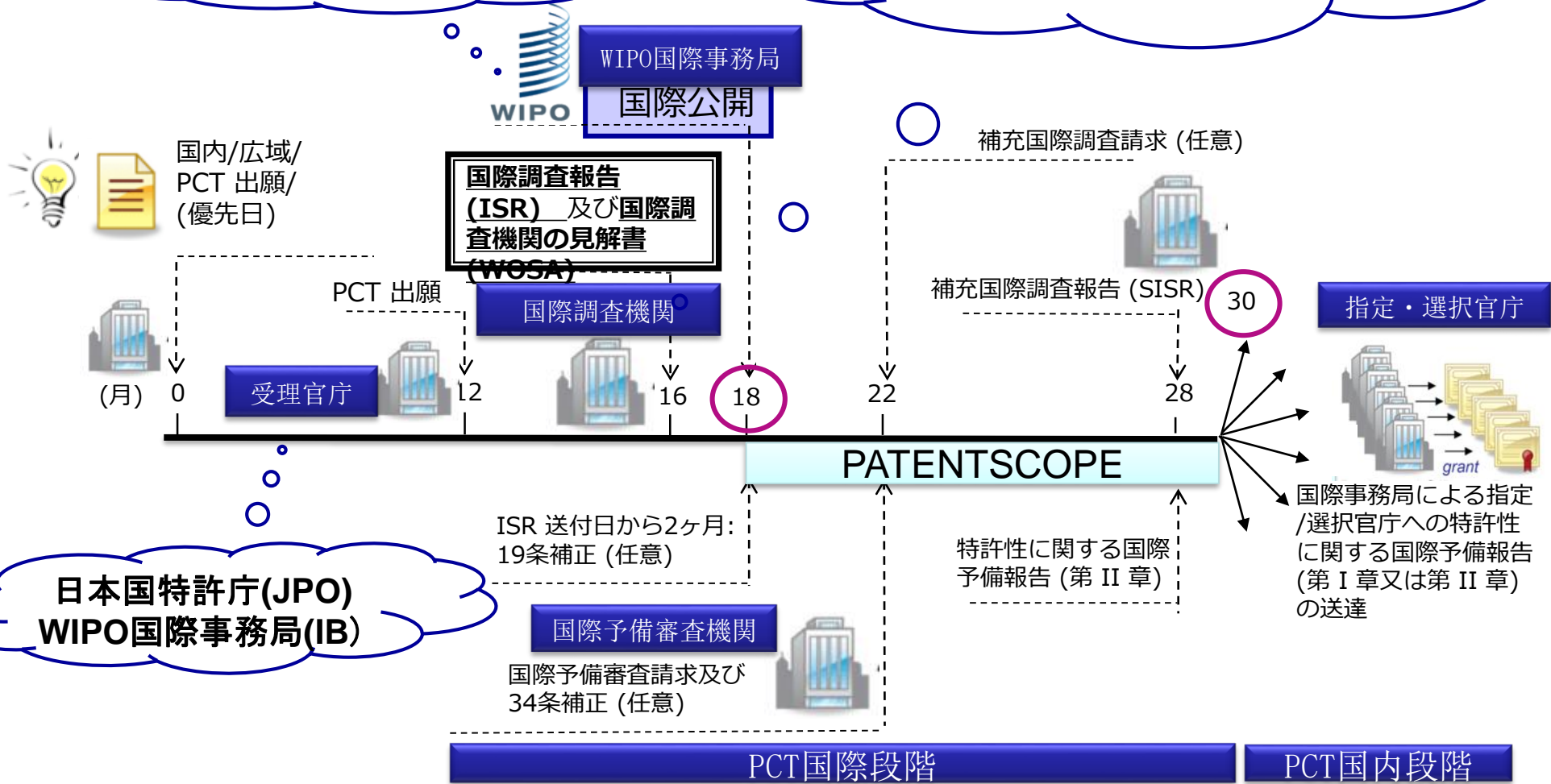
- XML形式の配列表（WIPO ST.26）への移行

- 緊急時の救済措置の拡大

PCT手続きの流れ

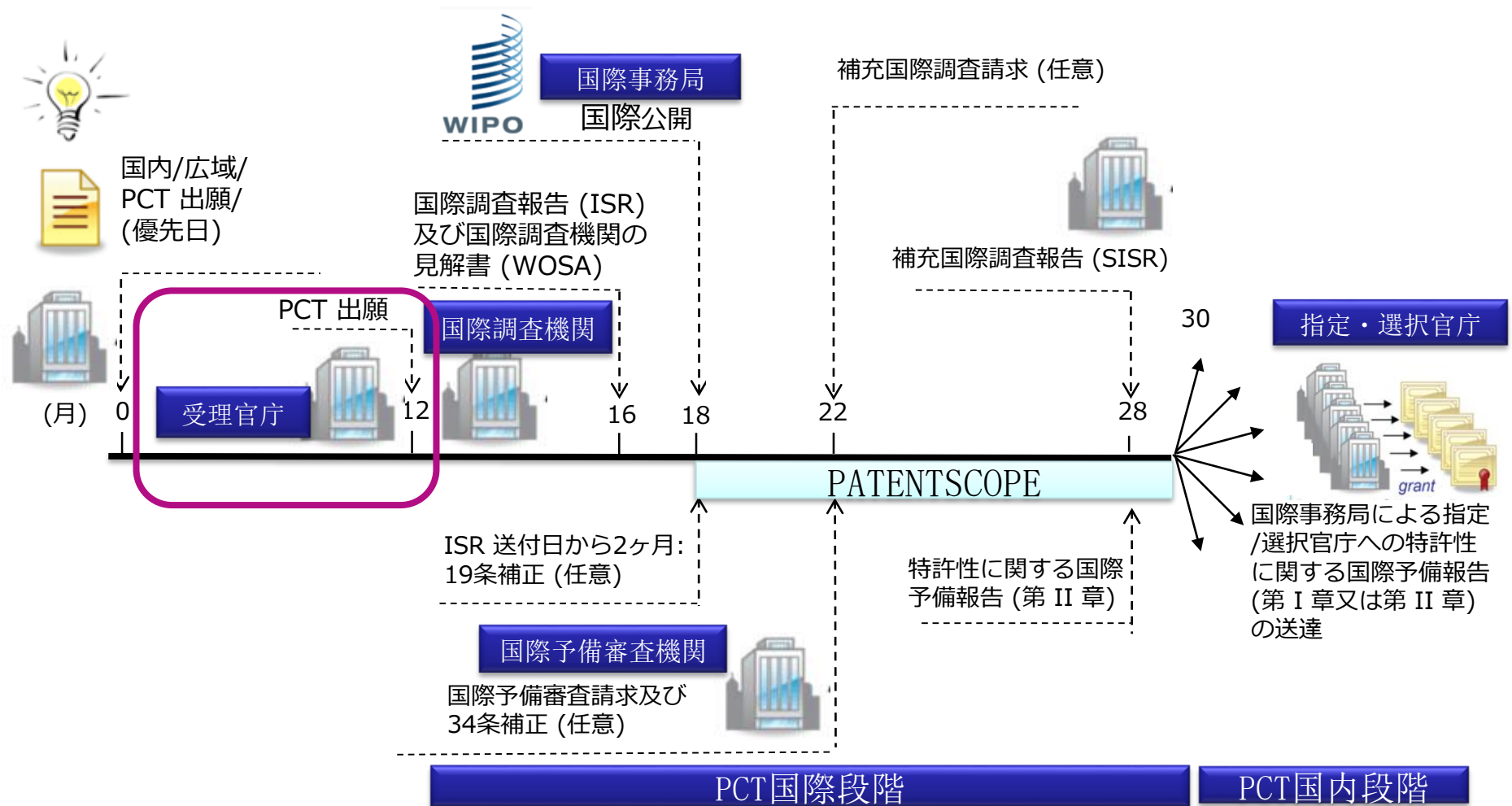
スイス (ジュネーブ)

JPO + 欧州特許庁(EPO)
インド特許庁 (IPO)
シンガポール知財庁(IPOS)



日本国特許庁(JPO)
WIPO国際事務局(IB)

受理官庁の選択 (1)



受理官庁の選択（2）

■ 日本に居住・国籍を有する単独出願人の選択肢。



■ 複数国籍の出願人がいる場合



受理官庁の選択（3）



■ 受理官庁としての国際事務局を選択する利点

- PCT加盟国の「誰でも」 & 出願言語「何語でも」
- 日本国弁理士も代理手続可能（出願人の中に日本国籍・居住者がいる場合）
- 優先権回復請求「正当な理由」「故意ではない」の2つの基準で認定している

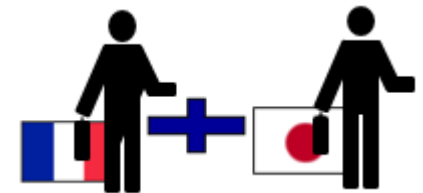
PCTウェビナーシリーズ：
<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>
優先権の回復請求（2021年12月15日）

- 日本国外に居住・国籍を有する者との共同出願の際、国際調査機関の選択肢が増える。

- それぞれの出願人の居住地を管轄する受理官庁に出願した場合の全ての国際調査機関が選択可能

例：国際事務局にフランス語で出願した後、調査用の翻訳書を準備して日本特許庁から国際調査報告を作成してもらう

(EPOへ出願した場合には国際調査機関はEPOのみ)

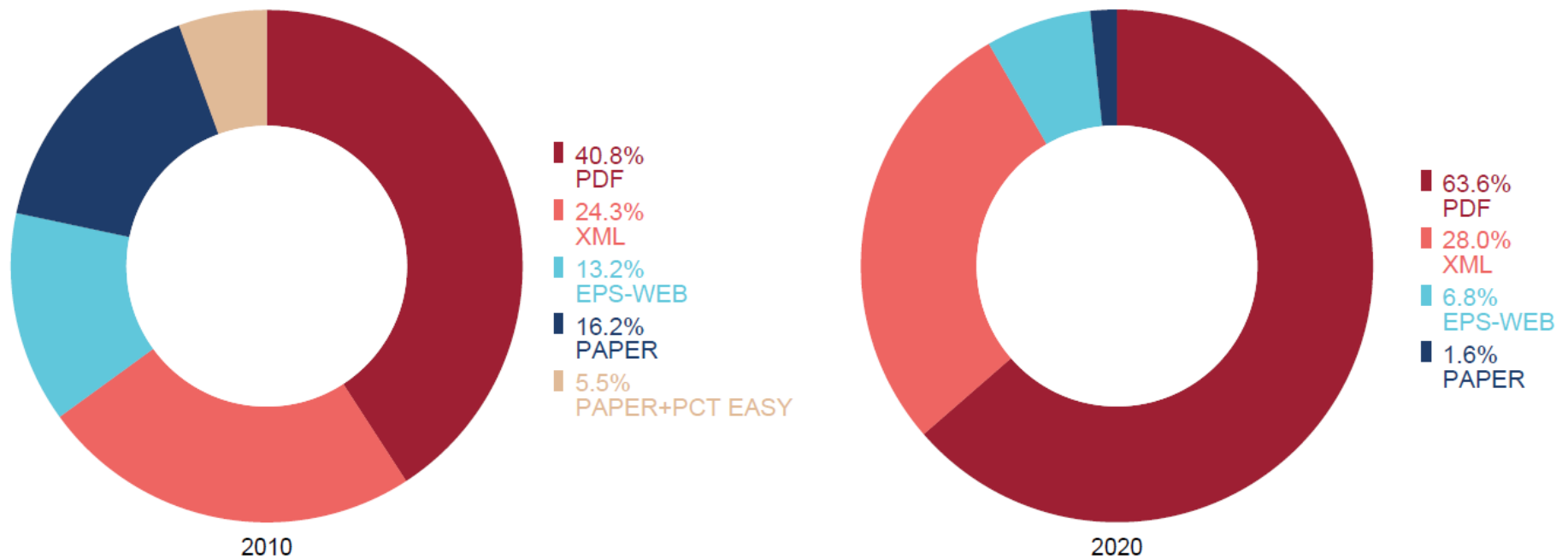


WIPO PCT
The International
Patent System

紙出願から電子出願へ（1）

- 2020年にはPCT出願の98%以上が電子出願の方法により出願

PCT年間統計(2021 C2) https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2021.pdf



Note: PDF, EPS-WEB and XML are the three fully electronic filing mediums. Since mid-2015, PCT applications can no longer be filed using PCT-EASY.

Source: WIPO Statistics Database, March 2021.

- 2020年の紙出願率：JP(0.62%), CN(0.49%), KR(0.76%)

紙出願から電子出願へ（２）

■ 2020年7月1日発効の規則改正（引用による補充の拡大）

- 引用による補充の規定の対象が「欠落要素および部分」に加えて「誤って提出された要素又は部分」についても、正しい要素又は部分が先の出願の中に含まれていれば、それを引用補充できる

■ 2020年7月1日発効の規則改正（救済手段の拡大）

- 電子的通信手段のいずれかの不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容(規則 82の4.2)
 - 予測不能な IT 機能の停止又は予定されたメンテナンスなど各官庁が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により規定に定める期間が遵守されなかった遅滞を当該官庁が許容することを認める
 - 「優先期間」「国内段階移行期間」には適用されない

PCTウェビナーシリーズ：<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

- 引用による補充について（2021年6月29日録音）
- 新型コロナウイルス感染症に関連する救済措置及び2020年7月1日施行改正規則の利用状況（2021年3月24日）

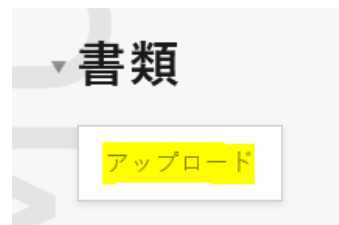
紙出願から電子出願へ（3）

■ 国際事務局でのプラクティスの現状（リマインダー）

- ❑ 国際事務局からの通信は急ぎの場合でもFAXでは行わない（2020年1月）
- ❑ 国際事務局からの通知について郵送を停止（2020年パンデミック以降）
- ❑ 代理人（又は出願人）に連絡可能なE-mailアドレスの記録が必要
- ❑ 2022年1月版の様式PCT/RO/101（願書）の備考(<https://www.wipo.int/pct/en/forms/>)

■ 国際事務局が推奨：ePCTを利用する3つの利点

1. 手続：PCT中間書類の提出（**ePCTアップロード**及び**ePCTアクション**）で担当チームへの連絡

A screenshot of a form titled 'ドキュメント アップロード' (Document Upload). The form contains several input fields: '送信先*' (Recipient) with 'IB' entered, 'IB' and 'ISA' listed below, '書類名*' (Document Name), and '書類の添付*' (Attachments).

規則 92 の 2 に基づく変更届

規則 92 の 2 に基づく変更届

(規則 92 の 2) 複数の国際出願に係る規則 92 の 2 に基づく変更届

譲渡

■ 手続（続き）：ePCTメッセージ

□ 日本語でご質問頂けます

メニュー ePCT [DEMO] ヘルプ MINEKO MOHRI

ジュネーブ 2022/04/06 19:29 CEST

データ 書類 手数料 アクション アクセス権 タイムライン 国内段階 履歴

EPCT メッセージの送信

送信先を選択 *
IB

連絡事項 *

署名 *
/

署名者の氏名を明記 (半角英字)

紙出願から電子出願へ（４）

■ ePCTを利用する３つの利点（続き）

1. **手続（続き）**：国際公開済みのPCT国際出願に対し第三者情報提供が可能
受理官庁としての国際事務局へのオンライン出願に利用される場合もある
2. **閲覧**：アクセス権を持つPCT国際出願の書誌情報、発行された通知、書類処理情報の閲覧が可能
3. **管理**：アクセス権を持つPCT国際出願の各種期限につき、タイムラインで表示することが可能&各種通知をメール受信可能

PCTウェビナー：

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

ePCTの概要とその始め方、使い方（2021年5月21日）

➡ ePCTポータルで「WIPOユーザアカウントを作成」
必要情報（氏名・メールアドレス・パスワードのみ）を入力

2022年7月1日施行のPCT規則改正（1） XML形式の配列表（WIPO ST.26）への移行

- 配列表の新基準（WIPO標準ST.26）への移行に関する規則（規則5,12,13の3,19及び49）実施細則本文およびAnnex Cの改正
 - 遺伝子配列に係る明細書等の作成時の表記を世界的に統一する国際標準ST.26が2022年7月1日より施行される（ST.25からST.26への移行）
「ビックバン」シナリオ

PCTウェビナーシリーズ：<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

- WIPO標準ST.26：入門編（2021年9月28日）
- WIPO標準ST.26：上級編（2021年10月15日）

2022年7月1日施行のPCT規則改正（2） XML形式の配列表（WIPO ST.26）への移行

■ 実務上の注意点

- ST.26へ移行後はXMLデータ形式による配列表の提出が必須
- フリーテキストは配列表内に2言語で記載できる（英語＋）
- ST.26及び新規則は、2022年7月1日以降の国際出願日を有する国際出願に適用（2022年7月1日以前に出願された出願に関して提出される配列表は、PCT国内移行段階での補正や翻訳が2022年7月1日以降に行われる場合であってもST.25に準拠）
- D-アミノ酸，分岐配列の線形部分，ヌクレオチド類似体を記載
- WIPO ST.26は(ST.25では不要の)追加の必須qualifierを定義
- 出願人がST.26に準拠した配列表を作成する場合には「WIPO Sequence」を利用可能：

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html>

2022年7月1日施行のPCT規則改正（3） 緊急時の救済措置（規則82の4）の拡大

■ 2011年東日本大震災（2012年7月1日施行の改正）

- 規則82の4.1：緊急事態による手続き遅延の救済を拡充
 - 期間遅延から6か月以内に関連証拠を提出

■ 2020年世界的パンデミック（2022年7月1日施行の改正）

□ 規則82の4.1の改正

- 感染症の流行（epidemic）を対象事由に明文化
- 関連証拠の提出を官庁の判断で免除し、陳述のみで救済可能とする

□ 規則82の4.3の新設

- 緊急事態により業務に支障ある官庁の判断で、PCT規則に定める期間の延長を可能とする

PCTに関連するご質問

PCTに関する資料

www.wipo.int/pct/ja/

■ PCT制度に関する一般的なご質問

□ PCTインフォメーションサービス (Infoline):

Tel: +41 22 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

配信登録できます！

- PCTニュースレター
- PCTハイライト

■ ePCTに関するご質問

□ PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク:

Tel: +41 22 338 95 23

E-mail: pct.eservices@wipo.int

